

藤沢市公用車市民貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、この市の区域内において公益性の高い市民活動を行う団体に対し、この市が所有する公用車を公務に支障が生じない範囲で貸し出すことにより、当該市民活動団体の市民活動を支援し、もってこの市の市民活動のさらなる推進を図ることを目的とする。

（貸出公用車）

第2条 貸し出すことができる公用車（以下「貸出公用車」という。）は、別表に定めるところによる。

（貸出（申請）場所）

第3条 貸出公用車の貸出（申請）場所は、それぞれの貸出公用車を管理している場所とする。

（貸出対象団体）

第4条 貸出公用車を貸し出すことができる対象団体は、藤沢市内を活動拠点とする5人以上の市民により構成された団体で、次に掲げるものとする。

（1）防犯ボランティア団体

（2）その他、市長が必要と認める団体

2 当該車両の運転者の年齢が75歳以上の者については、過去に交通事故を起こしたことがないことを条件とし、その旨を貸出公用車使用許可申請書兼誓約書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に申告した上で、交通安全に留意し運転すること。

（貸出対象活動）

第5条 貸出公用車を貸し出すことができる対象活動は、次に掲げる無償のボランティア活動とする。ただし、営利・宗教・政治活動及び選挙活動を目的とする活動、人の搬送を目的とする活動、グループが行う組織運営又は団体構成員の親睦のための活動を除く。

（1）防犯パトロール活動

（2）その他、公益性の高いものと市長が認める活動

（貸出日時）

第6条 貸出日時については、次に掲げるとおり（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とする。ただし、市長が公務に支障がないと認めたときは、この限りでない。

（1）市民センターの貸出公用車

ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）の午前8時30分から午後9時まで

イ 平日の午後５時１５分から午後９時まで
(２) 防犯交通安全課の貸出公用車

ア 休日の午前８時３０分から午後７時まで

(使用区域)

第７条 貸出公用車を使用することができる区域は、この市の区域内とする。

(申請手続)

第８条 貸出公用車の貸出申請を行おうとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出（申請）場所において、使用しようとする日の３０日前から１０日前までの間（平日の午前８時３０分から午後５時まで（ただし、午後０時から午後１時までを除く。））に、申請書を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定により申請を行う場合、団体の会則や規約（無い場合は活動の目的を書いた書面）と名簿を、初めての申請手続時又は内容に変更が生じた場合に添付しなければならない。

３ 第１項の規定により申請を行う場合、貸出公用車を運転しようとする者（以下「運転者」という。）の運転免許証又はその写しを提示し、当該申請が青色回転灯装備を使用するものであるときは、当該車両に乗車する者が交付を受けた防犯パトロール実施者証を提示しなければならない。

４ 市長は、申請書が提出されたときは、内容を審査し、許可又は不許可を決定し、その結果を貸出公用車使用許可書（第２号様式）（以下「使用許可書」という。）により、使用日の前々日までに当該申請者に通知するものとする。

５ 市長は、使用を許可するに当たり、貸出公用車の管理上必要な条件を付すことができるものとする。

(貸出及び返還)

第９条 使用許可を受けた団体が、貸出公用車を使用するときは、運転者が使用許可書で許可された貸出日時及び場所に使用許可書を提示し、貸出しを受けるものとする。

２ 運転者は、貸出公用車を運行するときは、前項の規定により引渡しを受けたステッカー及び団体名称を車体に掲出しなければならない。

３ 運転者は、貸出公用車の使用を終えたときは、速やかに、清掃や整理整頓を行い、当該貸出公用車に備え付けの運転日誌に必要事項を記載し、貸出しを受けた場所に返還しなければならない。

(転貸等の禁止)

第１０条 第８条第４項により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出公用車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第4項の許可を取り消すことができる。

- (1) 貸出公用車を市が使用する必要が生じたとき。
 - (2) 故障その他の理由により貸出公用車として貸し出すことができないとき。
 - (3) 偽りその他不正行為により貸出公用車の使用許可を受けたとき。
 - (4) この要綱及び貸出公用車の許可に際して付した条件に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が貸出公用車を使用させることが適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消された団体は、貸出公用車の貸出しを受けていないものにあつては使用許可書を、貸出公用車の貸出しを既に受けているときは貸出公用車と使用許可書を市長に返却しなければならない。

(事故等の報告)

第12条 運転者は、貸出公用車の使用中において事故が発生したときは、法令上の措置を取るとともに適切に事故処理を行い、その事故等の内容について、直ちに、貸出公用車事故報告書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 使用者は、貸出公用車の使用中において貸出公用車をき損し、又は亡失したときは、直ちに、貸出公用車事故報告書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。
- 3 使用者は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。
- 4 運転者は、貸出公用車の使用中において異常を発見したときは、直ちに、貸出場所に報告を行い、指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第13条 運転者が事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすと共に、自動車保険等の約款に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

- 2 市が、運転者に代わり運転者の負担すべき損害額を支払ったときは、運転者は、直ちに、その支払額を市に弁済するものとする。
- 3 貸出公用車の使用により、市が損害賠償責任を負った場合は、市は使用者に対して、次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。
 - (1) 藤沢市が加入している自動車保険等で補填される部分
 - (2) 藤沢市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関すること
- 4 前条第1項に規定する貸出公用車をき損又は亡失したときは、使用の許可を受けた団体の責任において現状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。
- 5 特定の交通乗用具搭乗中に不測の事故により当該搭乗者が死亡し又は傷

害を負った場合は、藤沢市特定交通乗用具搭乗中傷害補償保険の約款に基づき、限度額の範囲内において補償を受けることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	登録番号	車種 (通称)	管理課
1	湘南 536 む 110	小型乗用	六会市民センター
2	湘南 538 る 110	小型乗用	片瀬市民センター
3	湘南 537 め 110	小型乗用	明治市民センター
4	湘南 536 す 110	小型乗用	御所見市民センター
5	湘南 536 も 110	小型乗用	遠藤市民センター
6	湘南 536 め 110	小型乗用	長後市民センター
7	湘南 538 ろ 110	小型乗用	辻堂市民センター
8	湘南 535 ほ 110	小型乗用	善行市民センター
9	湘南 539 さ 110	小型乗用	湘南大庭市民センター
10	湘南 536 せ 110	小型乗用	湘南台市民センター
11	湘南 537 た 110	小型乗用	鵜沼市民センター
12	湘南 538 の 110	小型乗用	藤沢市民センター
13	湘南 538 ね 110	小型乗用	村岡市民センター
14	湘南 588 を 110	軽乗用	防犯交通安全課

(第1号様式)

貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

藤 沢 市 長

年 月 日

申請者 団体名

代表者

住所(所在地)

電話番号

届出人 氏名

(代理人の場合) 住所

電話番号

藤沢市公用車市民貸出要綱第8条第1項から3項の規定に基づき次のとおり申請します。また、裏面の誓約事項を遵守します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで					
使用車両	配置場所	☐ () 市民センター ☐ 防犯交通安全課				
	登録番号	湘南				
	青色回転灯	☐ 使用する ☐ 使用しない				
	放送設備	☐ 使用する (☐ 録音媒体、 ☐ マイク) ☐ 使用しない				
使用目的 (具体的に)	☐ 防犯パトロール活動 ☐ 公益的市民活動					
使用場所 (活動予定 コース)						
使用 者	氏名	年齢	住所	実施者証	免許証番号	
区 分	運・同			☐		
	運・同			☐		
	運・同			☐		
	運・同			☐		
運転者申告欄	私（運転者）は直近5年間に交通事故を起こしたことはありません。 本活動中において交通安全に留意して運転します。				☐	
決裁区分	次のとおり処理してよろしいでしょうか ☐ 許可します ☐ 許可しません					
決 裁 欄	課長	主幹	課長補佐	主査	担当	收受日 . .
						起案日 . .
						決裁日 . .
						施行日 . .

※団体は、年度ごとの初回申請時及び変更が生じたときは、会則や規約（無い場合は、活動の目的を書いた書面）を添付してください。

※運転予定者は、運転免許証又はその写しを提示してください。

※青色回転灯装備車両を運行する場合は、実施者証又はその写しを提示してください。

※運転者の年齢が75歳以上の場合は、直近5年間に交通事故を起こしていないことを自己申告し、申告欄にチェックを記入してください。

誓約事項

1 遵守事項

- (1) 団体の代表者(藤沢市公用車市民貸出要綱第8条でいう「申請者」)は、貸出公用車を使用する運転者及び同乗者に対し、この誓約事項を周知すること。また、貸出公用車を使用する運転者及び同乗者は、この誓約事項の各事項を遵守すること。

2 使用条件

- (1) 道路交通法等の関係法令等を遵守して使用すること。
- (2) 公序良俗に反する行為はしないこと。
- (3) 人の搬送、引越、旅行、親睦会等の目的での使用はしないこと。
- (4) 申請書に記載した運転者以外には運転させないこと。なお、75歳以上の者については、直近5年間に於いて交通事故を起こしたことがないことを条件とし、申請書に申告した上で、交通安全に留意し運転すること。
- (5) 申請書に記載した者以外には使用させないこと。
- (6) 貸出公用車に装備されている放送設備は許可無く使用しないこと。
また、貸出公用車に装備されている無線設備は使用しないこと。
- (7) 使用前の始業点検は必ず行い、気がついたことや疑義があれば運転日誌に記載し、運行に支障があると判断する場合は使用しないこと。
- (8) 使用中は、団体名称及び活動内容(ボランティア活動中、防犯パトロール中)を貸出公用車の両側のドアの市のマークの上に表示すること。
- (9) 青色回転灯装備の貸出公用車の使用に際しては、神奈川県警察の定める「自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールについて」に従い、活動中は、神奈川県警察本部長より交付された実施者証を携帯すること。
- (10) 貸出公用車の貸出及び返却については、貸出時間を遵守し公務に支障がないように速やかに行うこと。
- (11) 貸出公用車の鍵及び車両の受渡しは、各市民センターで管理する貸出公用車(青色回転灯装備車両)にあってはその場所で、防犯交通安全課で管理する貸出公用車(青色回転灯装備車両)にあっては、市役所本庁舎1階の中央監理室で鍵の貸出を行い、本庁舎地下駐車場の貸出公用車を使用すること。また、貸出公用車の使用後は、よく内外を点検確認し、備え付けの運転日誌への記載及び清掃を行うこと。この場合、所属欄には団体名を、使用者欄には全員の氏名を記入し、その他必要事項を記入すること。

3 事故等の対応

- (1) 貸出公用車の使用において万一事故等が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、次に定める順位により事故処理を行うこと。
 - ア 負傷者の救急処置及び救急車の要請
 - イ 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止
 - ウ 所轄の警察署への通報、貸出場所への通報、申請者への通報
 - エ 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - オ 事故相手方の連絡先等の確認
 - カ 市長への事故状況の報告
- (2) 貸出公用車の使用において万一事故等が発生し、車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、藤沢市が加入している自動車保険及び特定交通乗用具搭乗中傷害補償保険で補てんされない部分においては、すべて使用者の負担とすること。
- (3) 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担とすること。
- (4) その他事故等の際し、藤沢市に一切の迷惑及び損害をかけないこと。

(第2号様式)

貸出公用車使用許可書

年 月 日

団体名 ()

代表者 ()

藤 沢 市 長 鈴木 恒夫
(公印省略)

() 付けで申請のあった貸出公用車使用許可申請については、
次のとおり ☐許可します。 ☐許可しません。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで					
使用車両	貸 出 場 所	☐ () 市民センター ☐ 防犯交通安全課				
	登 録 番 号	湘南				
	青色回転灯	☐ 使用する ☐ 使用しない				
	放 送 設 備	☐ 使用する (☐ 録音媒体、 ☐ マイク) ☐ 使用しない				
使用目的 (具体的に)	☐ 防犯パトロール活動 ☐ 公益的市民活動					
使用場所 (活動予定 コース)						
使 用 者	氏 名	年 齢	住 所	実施者証	免許証番号	
区 分	運・同			☐		
	運・同			☐		
	運・同			☐		
	運・同			☐		
許可条件	1 青色回転灯を点灯する場合、搭乗者の1人以上は実施者証を携行すること。 2 藤沢市公用車市民貸出要綱に基づき、裏面の事項を遵守すること。 3 運転者が75歳以上の場合は、直近5年間に於いて交通事故を起こしていないこと。					
その他 (不許可の 理由)						

遵守事項

1 全般的事項

- (1) 道路交通法等の関係法令等を遵守して使用すること。
- (2) 公序良俗に反する行為はしないこと。
- (3) 人の搬送、引越、旅行、親睦会等の目的での使用はしないこと。
- (4) 申請書に記載した運転者以外には運転させないこと。なお、75歳以上の者については、直近5年間に於いて交通事故を起こしたことがないことを条件とし、申請書に申告した上で、交通安全に留意し運転すること。
- (5) 申請書に記載した者以外には使用させないこと。
- (6) 貸出公用車に装備されている放送設備は許可無く使用しないこと。
また、貸出公用車に装備されている無線設備は使用しないこと。
- (7) 使用前の始業点検は必ず行い、気がついたことや疑義があれば運転日誌に記載し、運行に支障があると判断する場合は使用しないこと。
- (8) 使用中は、団体名称及び活動内容(ボランティア活動中、防犯パトロール中)を貸出公用車の両側のドアの市のマークの上に表示すること。
- (9) 青色回転灯装備の貸出公用車の使用に際しては、神奈川県警察の定める「自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールについて」に従い、活動中は、神奈川県警察本部長より交付された実施者証を携帯すること。
- (10) 貸出公用車の貸出及び返却については、貸出時間を遵守し公務に支障がないように速やかに行うこと。
- (11) 貸出公用車の鍵及び車両の受渡は、各市民センターで管理する貸出公用車(青色回転灯装備車両)にあつてはその場所で、防犯交通安全課で管理する貸出公用車(青色回転灯装備車両)にあつては、市役所本庁舎1階の中央管理室で鍵の貸出を行い、本庁舎地下駐車場の貸出公用車を使用すること。また、貸出公用車の使用後は、よく内外を点検確認し、備え付けの運転日誌への記載及び清掃を行うこと。この場合、所属欄には団体名を、使用者欄には全員の氏名を記入し、その他必要事項を記入すること。

2 事故等の対応

- (1) 貸出公用車の使用において万一事故等が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、次に定める順位により事故処理を行うこと。
 - ア 負傷者の救急処置及び救急車の要請
 - イ 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止
 - ウ 所轄の警察署への通報、貸出場所への通報、申請者への通報
 - エ 目撃者の確保及び現場状況の記録
 - オ 事故相手方の連絡先等の確認
 - カ 市長への事故状況の報告
- (2) 貸出公用車の使用において万一事故等が発生し、車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、藤沢市が加入している自動車保険及び特定交通乗用具搭乗中傷害補償保険で補てんされない部分においては、すべて使用者の負担とすること。
- (3) 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担とすること。
- (4) その他事故等に際し、藤沢市に一切の迷惑及び損害をかけないこと。

(第3号様式)

貸出公用車事故報告書

年 月 日

藤 沢 市 長 次のとおり報告します。	市長	副市長	部 課				
			部長	課長	課長補佐	主査	運転者(又は報告者)
			安全運転管理者	副安全運転管理者	整備管理者	衛生管理者	
	合 議		財務部長	管財課長	課長補佐	主査	担当者
			総務部長	職員課長	課長補佐	主査	担当者
報告区分			☐ 事故 ☐ き損 ☐ 亡失				
事故等発生年月日			年 月 日 () 午 時 分頃 天候 ()				
事故等発生場所			住所 ☐ 路上 ☐ 交差点・丁字路 ☐ その他				
事故等の種類			☐ 被害 ☐ 加害 ☐ 自過失 ☐ ☐ 接触 ☐ 衝突 ☐ 追突 ☐ 追難 ☐				
団 体 側	事故車両登録番号・車種		湘南				
	運転者の氏名・同乗者数		団体名 氏名 人				
	運転者免許証番号・種類						
	負傷者の氏名・負傷名・程度		団体名 氏名				
	車両の損害箇所						
相 手 方	事故車両登録番号・車種						
	運転者の住所・氏名						
	運転者免許証番号・種類						
	所有者の住所・氏名 負傷者の住所・氏名						
	氏名及び負傷名・程度 車両又は物件損害箇所						
損害見積額			市側 円		相手側 円		
届出警察及び担当係官			署		派出所 氏名		
事故等原因及び処理事項							
添付書類			1 状況報告書 2 現場見取図 3 現場写真 4 修理見積書 5 診断書 6 始末書 7 その他				

[illegible]

事故現場見取図及び付近略図

現場見取図

付近略図

道路幅はmで記入のこと

市側車両	人間	信号	進行方向
市車以外 の車両	自転車 オートバイ	一時停止	